

かなえる、のそばに。



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名	株式会社オリエントコーポレーション
代表者	代表取締役社長 齋藤 雅之
(コード番号	8585)
問合せ先責任者	常務執行役員 水野 哲朗
(TEL	03-5877-1111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 現行の当社定款に規定されている J 種優先株式については、普通株式への取得請求権がすべて行使され、既に全株式が消却されたことから、J 種優先株式に関連する条文を削除するとともに、当社の発行可能株式総数を減少するものです。
- (2) 現在、当社には相談役がおらず、また今後就任予定もないため、相談役に関する文言を削除するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款一部変更案」のとおりです。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>2,115,000,000株</u>とし、このうち1,825,000,000株は普通株式、140,000,000株はI種優先株式、<u>150,000,000株はJ種優先株式</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、I種優先株式及びJ種優先株式の単元株式数は1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優 先 株 式</p> <p>(J種優先株式) <u>第12条の3 当社の発行するJ種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>(J種優先配当金)</p> <p>1. 当社は優先配当開始事業年度初日以降、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主(以下「J種優先株主」という。)又はJ種優先株式の登録株式質権者(以下「J種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに本項第2号に定める年率(以下「J種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下「J種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において本条第2項に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>② J種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  <math display="block">\text{J種配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヵ月物}) + 1.00\%</math> <u>J種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</u>                      ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。                      ・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。                      ・日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヵ月物)に代えて用いるものとする。</p> <p>③ ある事業年度においてJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がJ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>④ 当社は、優先配当開始事業年度初日以降、J種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、J種優先配当金(J種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。</p> <p>(J種優先中間配当金)</p> <p>2. 当社は、優先配当開始事業年度初日以降、第41条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき各事業年度におけるJ種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「J種優先中間配当金」という。)を支払う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>1,965,000,000株</u>とし、このうち1,825,000,000株は普通株式、140,000,000株はI種優先株式とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、I種優先株式の単元株式数は1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優 先 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(普通株式への転換を請求する権利)</p> <p>3. <u>J種優先株主は、本項第2号の定めに従い、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、当会社に対し、J種優先株主が有するJ種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p>② <u>交付価額は、267円とし、その後、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満は切り上げる。)に0.9を乗じた額が、当初の交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。また、交付価額は、平成19年8月1日以降の毎年2月1日及び8月1日(以下「修正日」という。)における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。「修正日」における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とするが、当該修正基準価額が140円(但し、発行の際の取締役会決議で定める調整を受ける。以下「下限交付価額」という。)を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。上記交付価額の修正のほか、発行の際の取締役会決議により交付価額の調整の方法を定めることができる。</u></p> <p>(取得条項(強制転換))</p> <p>4. <u>当会社は、前項の取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったJ種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉取得日」という。)をもって取得するものとし、当会社はかかるJ種優先株式を取得すると引換えに、かかるJ種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を各J種優先株主に対して交付するものとする。但し、当該平均値が下限交付価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限交付価額をもって計算する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>5. <u>第12条の2第3項(残余財産の分配)、第4項(議決権)、第6項(株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等)の規定は、J種優先株式にこれを準用する。この場合において、「I種優先株式」とあるのは「J種優先株式」と、「I種優先株主」とあるのは「J種優先株主」と、「I種登録株式質権者」とあるのは「J種登録株式質権者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(優先順位)</p> <p><u>第12条の4 発行する各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(執行役員、相談役及び顧問)</p> <p>第28条 取締役会の決議により執行役員、相談役及び顧問を置くことができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(執行役員及び顧問)</p> <p>第28条 取締役会の決議により執行役員及び顧問を置くことができる。</p>